

ウィークリー・スタンスで働き方改革！

- ✓ 令和元年度からスタート
- ✓ 受発注者が連携してワーク・ライフ・バランスを実現！

➤ ウィークリー・スタンスとは？

1週間における就業環境改善の取組みのこと。

➤ なぜウィークリー・スタンスを推進するの？

- ・働き方改革関連法が平成31年4月から施行され、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが進められています。
- ・効率的・効果的な業務実施による長時間労働の抑制を、受発注者が連携して取り組む必要があります。
- ・業界全体で推進することで、業界の魅力創出につながります。

■対象業務

農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部（公共建築課を除く。）の各機関が発注する建設関連業務（※）

- ※ 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務
- ※ 災害関連業務や緊急対応業務、その他受発注者の協議により対象外とした業務を除く。

■実施内容

【必須項目】

- ① 定時退勤日は定時に退勤する。
- ② 休日明け日を依頼の期限日としない。
- ③ 休前日に依頼をしない。

【選択項目】

- ④ 勤務時間外に依頼をしない。
 - ⑤ 勤務時間外に打合せをしない。
 - ⑥ 作業内容に見合った作業期間等を確保する。
 - ⑦ その他業務環境の改善に資するもの（※）。
- ※ 受発注者協議により内容を決定する。

[取組み事例]

	月	火	水	木	金	土	日	月	...
勤務時間	② 依頼の期限日 ×		① 定時退勤		③ 依頼 ×			② 依頼の期限日 ×	...
	⑥ 作業内容に見合った作業期間等確保								
勤務時間外					④ 依頼 × ⑤ 打合せ ×				

■進め方

- ・初回打合せ時に、受発注者協議により実施対象業務とするか及び実施内容を決定
- ・決定した内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有
- ・中間打合せ等により取組みをフォローアップ
- ・受注者は、実施結果をアンケートに記載し成果物納品時に提出